

ブロック塀等の撤去に補助金が出ます！

申し込み
受付期間

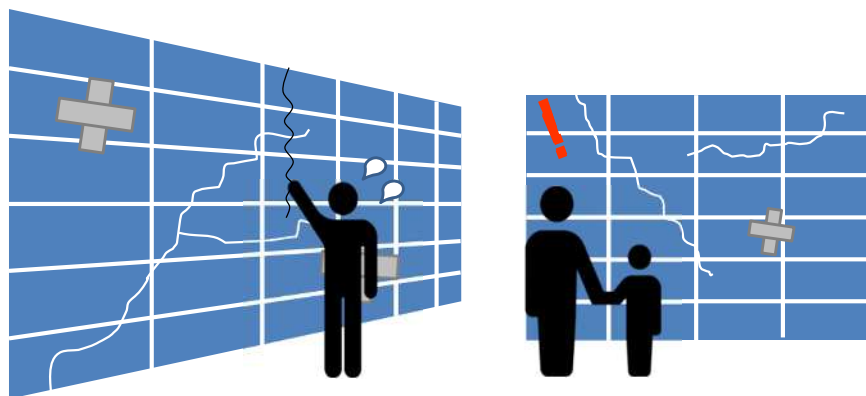
令和8年4月22日(水)～令和8年11月13日(金)

※ただし予算に達した時点で受付は終了致します

補助の対象

塀の高さが1m以上に限る

道路等又は避難地等※1に面し倒壊等のおそれがあるもの



※1道路等又は避難地等とは、通学路や不特定多数の者が通行する道、都市公園、避難場所、避難所の敷地等をいい、私道も含まれます。

補助額

次のいずれか少ない額の1/2

1. 撤去工事に要する費用
(基礎の撤去費用は含みません)
2. 撤去するブロック塀等の長さに1メートル当たり17,400円を乗じた額

ただし限度額は

15万円

ブロック塀等とは？

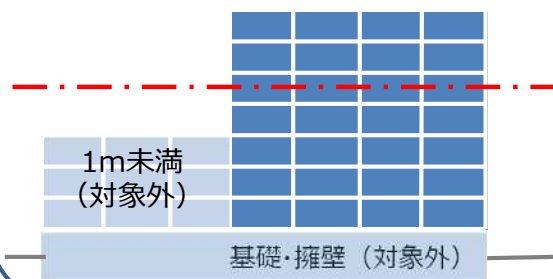
コンクリートブロック、レンガ、大谷石などの組積造の塀、その他これらに類する塀及び門柱をいいます。

次のいずれかに該当するものは、補助対象外となります。

1. 他の補助制度を併用して行うブロック塀等の撤去工事
 2. 販売を目的としての整地や解体工事に伴うブロック塀等の撤去工事
 3. 本市の市税等を滞納している者(申請者が法人の場合)が行う工事
- ※ 本補助金の申請は同一敷地内で1回限りとなりますのでご注意ください。

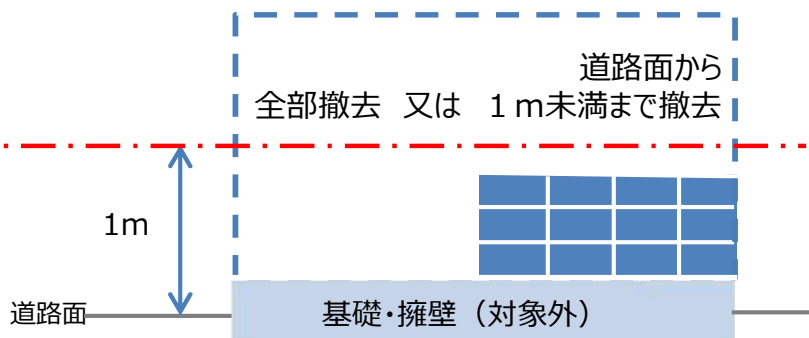
対象の塀

道路面から
1m以上の
塀が対象

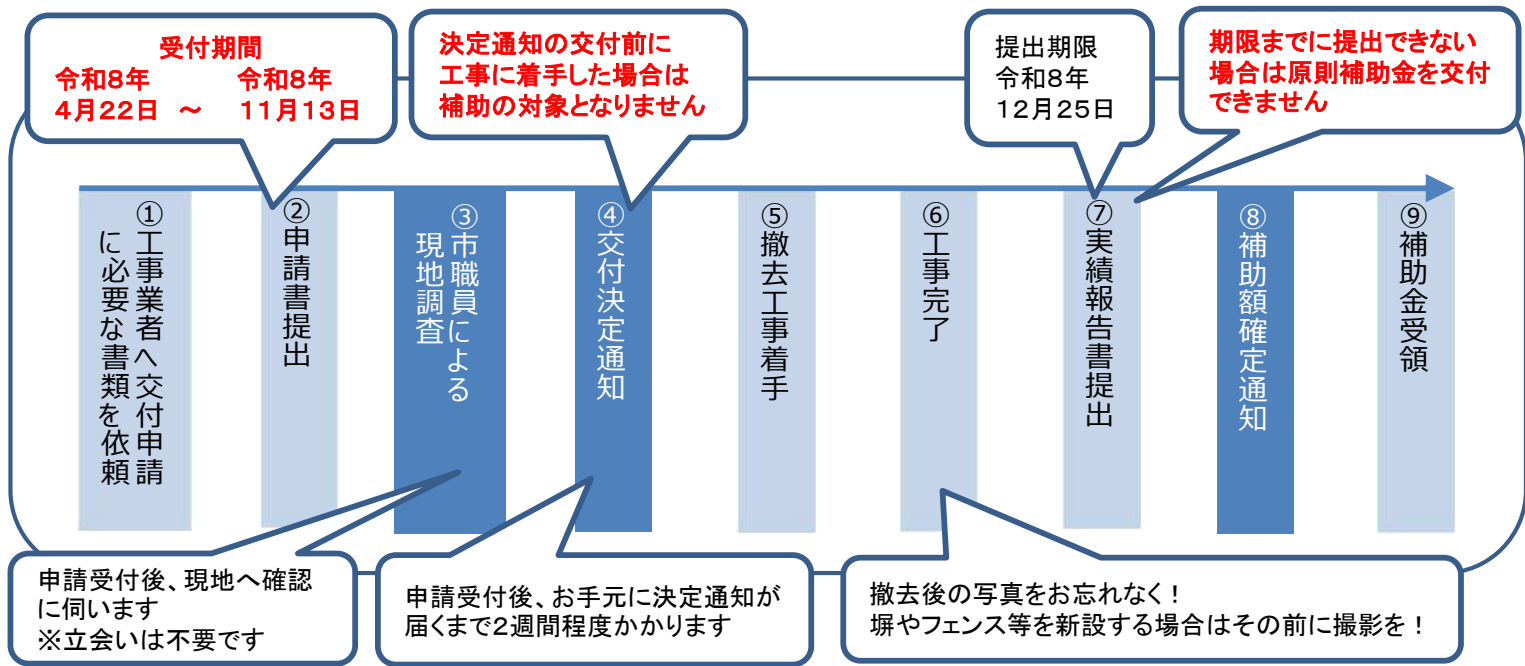


対象撤去工事

既存のブロック塀等を



申し込み方法



申請に必要な書類

1. 交付申請

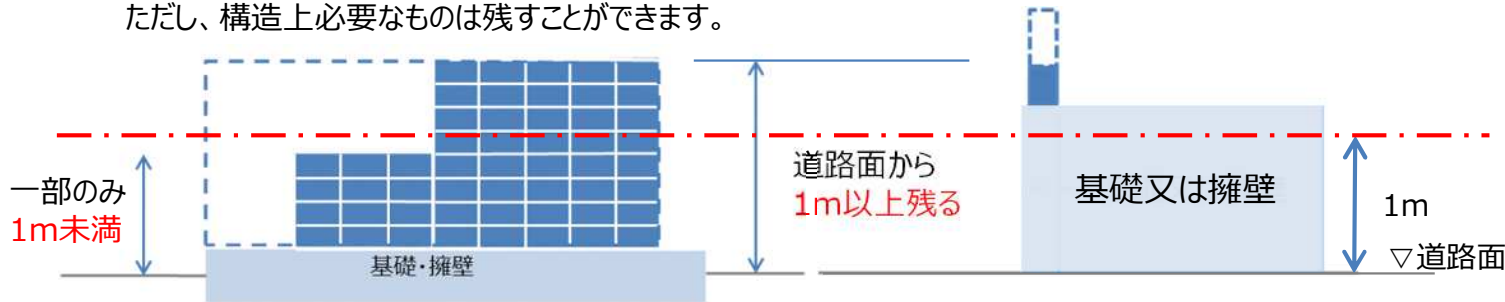
- ① 補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ② 撤去前のカラー写真
- ③ 工事費の内訳証明書（別記様式第1号の2）※施工予定業者が記載したもの
- ④ 案内図（撤去するブロック塀等が所在する敷地の場所が分かる地図）
- ⑤ 配置図（撤去するブロック塀等の敷地内の位置及び施工範囲、延長を明示した図面等）
- ⑥ ブロック塀等点検表（別記様式第13号）※施工予定業者が記載したもの
- ⑦ 【法人の場合】新潟市制度用の納税証明書
- ⑧ 【法人の場合】暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記様式第1号の3）

2. 実績報告

- ① 補助事業実績報告書（別記様式第3号）
- ② 撤去後のカラー写真（塀やフェンス等を新設する場合はその前に撮影したもの）
- ③ 撤去工事に要した経費に係る領収書の写し（振込明細書等は不可）
- ④ ③の内訳を明記した工事費の内訳証明書（別記様式第1号の2）※施工業者が記載したもの

× 注意！補助対象とならない撤去工事 ×

同一面上で一部を1m以上残すことはできません。道路面から1m以上残した場合は対象となりません。ただし、構造上必要なものは残すことができます。



くわしくはHPの「よくある質問」をご覧ください、不明な点があれば下記までお問い合わせください。

申請窓口・問い合わせ先

申請書等の様式は新潟市ホームページからダウンロードできます

新潟市 危険ブロック

検索

新潟市建築部建築行政課（担当：建築行政係）
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階
TEL:025-226-2837（直通） E-mail:kenchiku@city.niigata.lg.jp

